

2025 年度事業計画

基本方針

訪問看護を必要とする方に必要な看護を提供し、訪問看護師が地域包括ケアの担い手として地域の暮らしを支えることにより、在宅療養者やその家族が、住み慣れた地域で、尊厳が守られ、自立した生活を安心して送れることを目指す。そのために、持続可能な訪問看護事業所の運営とともに、限りある人材の効果的な活用と看護倫理に基づいた質の向上および環境整備に向けて事業者の支援を行う。

また、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少し続ける今後の社会を見据え、地域包括ケアシステムの深化を推進し、地域住民や他の多様な主体とともに事業者が地域共生社会の実現に参画できるよう支援する。

これらの実現に向けて、専門性の高い看護師の活用や DX（デジタルトランスフォーメーション）化等を進め、最期までその人らしく生きることができる多様な場での看取りや小児・障害者・難病及び精神疾患や認知症を持つ療養者など、多世代にわたる多様なニーズに対応できる体制の整備を図る。また、地域特性に応じた事業所の運営支援として他機関・多職種・住民との連携・協働を推進していく。

2025 年度重点項目

1. 2040 年までの医療介護の需要見込みや人口構造の変化等、医療計画や新たな地域医療構想の動向等も見据え、適正な訪問看護運営のあり方や方向性について検討するとともに、厚生労働省や関係機関へ必要な要望や政策提言を行う。
2. 訪問看護の質の向上に向けて、訪問看護管理者研修の充実、事業所自己評価の積極的な実施、専門性の高い看護の推進への支援を行う。
3. 地域の特性に応じて訪問看護を適切に安定して提供できるよう、訪問看護師の人材定着、DX 化促進による業務の効率化等、事業所の業務継続や機能強化のための支援を行う。

具体的な事業計画

1. 会議の開催予定

1) 理事会	4 回
2) 総会	2 回
3) 運営委員会	4 回
4) 訪問看護推進委員会	3 回
・ 小児訪問看護推進検討部会	4 回
・ 事業所自己評価ガイドライン普及・活用促進部会	3 回
・ 訪問看護における報酬改定要望に関するプロジェクト	3 回
・ 訪問看護ステーションにおける DX 化推進・検討部会	2 回
・ 精神科訪問看護検討部会	3 回
・ 「看護師の特定行為に係る研修」受講促進・活動支援検討部会	3 回
5) 研究委員会	2 回
6) 研修委員会	3 回
7) 広報・編集委員会	3 回
8) 研究倫理審査委員会	適宜

2. 訪問看護推進事業

- 1) これからの5年間（2030 年まで）に行うべき訪問看護事業の推進と質の向上に取り組む。
 - (1) 看護専門職としての倫理及びコンプライアンスに基づいた適正な訪問看護のあり方について検討し、周知する。
 - (2) 訪問看護ステーションの質の確保と安定的な事業運営のために、制度・人員基準・訪問看護の提供方法などについて課題抽出し、新たな仕組みを模索する。
 - (3) 診療報酬・介護報酬に関する各種調査に基づき、2026 年度診療報酬改定及び 2027 年度介護報酬改定に向けて、厚生労働省や関係機関への要望や政策提言を行う。
 - (4) 訪問看護ステーションの事業継続や訪問看護師が働き続けられる環境整備のための情報提供を継続する。
 - (5) 認知症対応に関する厚生労働省の事業への協力、訪問看護事業所への情報提供や周知を行うことで、「共生」と「予防」に焦点を当てた訪問看護を提供するためのガイドブックの情報提供と普及啓発を行う。
 - (6) 訪問看護事業所が質向上のための自己評価を積極的に実施できるよう、事業所自己評価ガイドライン普及・活用促進部会を中心に、以下を実施する。
 - ・ 「訪問看護ステーションにおける事業所自己評価のガイドライン」の普及・活用促進、「自己評価 Web システム」の参加促進に取り組む。

- ・検討委員会を設置し、ガイドラインを時流に即した内容に改訂する。
 - (7) 「(仮) 2040 年に向けた訪問看護のビジョン」の実現に向けて、医療計画や新たな地域医療構想の動向等も踏まえ、日本看護協会及び日本訪問看護財団と訪問看護推進連携会議で検討する。
- 2) 地域包括ケアシステムの深化に向けて、多職種と協働し、訪問看護の役割を発揮するために、以下を実施する。
 - (1) 訪問看護を必要とする人に十分かつ適切にサービス提供するために、各地域において訪問看護の役割や機能を発信できるよう、訪問看護の実践およびアウトカムに関する情報提供を行う。
 - (2) 障害を持つ人の高齢化に伴い、新たに生じる病状や家族背景の変化など、多様な生活課題に対応する訪問看護の機能について検討する。
 - 3) 効率的・効果的な訪問看護業務が推進でき、安全に情報共有できるよう、DX 化促進への支援を行う。
 - (1) オンライン資格確認・オンライン請求の導入及び安定した活用のための情報提供を継続する。
 - (2) 各事業所の状況に応じた DX 化を促進できるよう、事業所における業務の効率化、地域連携活用の推進等について情報発信し、「(仮) 訪問看護ステーションにおけるDX 化推進サポートブック」を周知・活用することで、各訪問看護ステーションを支援する。
 - (3) 先進的な機器 (AI、ロボット等) やエコー等を活用した訪問看護ケアに関する情報収集を行い、必要な情報提供を行う。
 - (4) 訪問看護の効果を示すエビデンスの蓄積を目的として、訪問看護のデータベース化に関する検討会や意見交換の場に積極的に参画する。
 - 4) 訪問看護ステーションにおいて「看護師の特定行為に係る研修制度」受講を促進し、安全・効果的に活動するために、「看護師の特定行為に係る研修」受講促進・活動支援検討部会を中心に、以下を実施する。
 - (1) ポータルサイトおよびリーフレットを活用して、様々な場で特定行為研修とその効果について周知・啓発をする。
 - (2) 研修修了者が安全に活動できるための効果的な媒体を作成して周知する。
 - 5) 専門性の高い看護師の活用促進を行う。
 - (1) 前年度に実施した調査結果をもとに、認定看護師・専門看護師・特定行為研修修了者へのヒアリングによる実践好事例を作成し、専門性の高い看護師等が事業所にいる効果の周知および活用を促す。
 - (2) 専門性の高い看護師の活用や効果について検討し政策提言する。

- 6) 小児訪問看護の質的向上を推進するために、小児訪問看護推進検討部会を中心に、以下を実施する。
 - (1) 訪問看護ステーションにおける小児および医療的ケア児への訪問看護の実態に基づき、推進に関する検討を行い、要望や政策提言につなげる。
 - (2) 当協会が開発した研修プログラム（座学・同行訪問・実習等）を地域で活用するための支援をする。
 - (3) 小児訪問看護情報交換会について検討する。
- 7) 精神科訪問看護の質の向上を推進するために、精神科訪問看護検討部会を中心に、以下を実施する。
 - (1) 前年度に実施した実態把握調査結果に基づき、法令遵守を基盤とした質の高い精神科訪問看護を提供するための方策を検討し、取り組む。
 - (2) 電話によるコンサルテーションを実施する。
- 8) 訪問看護が地域包括ケアシステムの構築に積極的に参画できるよう、都道府県訪問看護ステーション協議会等を支援する。
 - (1) 都道府県訪問看護ステーション協議会交流会の開催。
 - (2) 都道府県訪問看護ステーション協議会及びそのブロック毎の交流会の支援。
 - (3) 各都道府県における訪問看護総合支援センターとの連携や協働に関する情報共有。
 - (4) 都道府県訪問看護ステーション団体（連絡協議会）要覧の作成。

3. 研究・委託事業

- 1) 厚生労働省老人保健健康増進等事業
研究課題：関係者等と協議検討中
- 2) 厚生労働省社会福祉推進事業
研究課題：関係者等と協議検討中
- 3) 厚生労働省障害者総合福祉推進事業
研究課題：関係者等と協議検討中
- 4) 厚生労働省医政局委託事業
委託：関係者等と協議検討中
- 5) 全国訪問看護事業協会自主研究事業
 - ①調査研究事業
 - ・専門性の高い看護師の活用や効果に関する調査研究
 - ・事業所自己評価ガイドラインの改訂に関する調査研究
 - ・訪問看護管理者研修に関する調査研究
 - ②一般公募による研究助成事業
 - ③その他、研究委員会で検討する

4. 研修事業

訪問看護の質の維持及び向上につながる研修の企画・周知と参加を促し、訪問看護ステーションの役割の認識につなげ、地域で暮らす利用者に良質なサービスを提供できる訪問看護師の育成につなげる。

研修方法については、参加しやすいオンデマンド研修と共に、集合研修、ライブ研修を効果的に実施して学習効果を高める。

精神科訪問看護が増えていることから、精神科訪問看護基本療養費の算定要件となる研修会では、精神科訪問看護の質の確保・向上が実現できる研修を開催する。また、算定要件研修に令和2年4月から「GAF尺度による利用者の状態の評価方法」を追加したため、令和2年4月以前の研修受講者が学べる研修を継続する。

新たに感染症や自然災害に対応できるBCPの作成とBCMの視点に基づいた運用をするための研修会を実施する。

訪問看護を取り巻く環境は多種多様となり、訪問看護事業所や管理者に求められる役割はよりハイレベルとなっている。管理者に向けての研修は重要かつ必須であると位置づけ、管理者研修を体系的に学びやすいようプログラムを再構築し、当協会の認定訪問看護管理者研修会として実施する。

5. 情報提供事業

- 1) 実務相談(毎週水曜日 13:00~17:00)
 - * 報酬改定前後など、相談件数が多い場合は、適宜回数を増やす。
- 2) 会員へのメール配信による情報提供の実施。さらに、活用方法を検討して実施する。
- 3) 最新情報のWEB掲載
- 4) ホームページ内容の更新・会員ページ内容の充実
- 5) 会員の安全確保の観点から、訪問看護事業共済会で取り扱う「訪問看護師賠償責任保険」や「クレームサポート補償」など、様々な保障制度の情報提供を行う。
- 6) その他、各種相談対応や訪問看護事業に関する情報提供を行う。

6. 広報出版事業

- 1) 事業協会
 - ・ 訪問看護ステーションニュース(年6回)の発行、デジタル版の周知
 - ・ 訪問看護ステーションパンフレットの販売
 - ・ 「喀痰吸引・経管栄養における看護と介護との連携の概要」の販売
 - ・ 出版社等からの原稿依頼対応
 - ・ 研究成果物等書籍の発行
- 2) 中央法規出版
 - ・ 「訪問看護実務相談Q & A」の改訂、販売促進

- ・「新版 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト」「新版 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト 指導者用」の販売促進
 - ・「精神科訪問看護研修テキスト」の販売促進
 - ・「実習指導者・教員のための地域・在宅看護実習指導ガイドブック」の販売促進
- 3) 日本看護協会出版会
- ・「ナースのための退院調整」の販売促進
 - ・「事故事例から学ぶ訪問看護の安全対策」の販売促進
 - ・「訪問看護ステーションの災害対策」の販売促進
 - ・「わかる・できる・使える 訪問看護のための ICT～ケアの質向上/業務の効率化/他職種連携～」の販売促進
 - ・「訪問看護が支える 在宅ターミナルケア第3版」の販売促進
- 4) メディカ出版
- ・「ここから始める訪問看護ステーションの開設・運営ガイド」の販売促進
 - ・「明日からできる訪問看護管理（改訂3版）」の販売促進
 - ・「訪問看護・介護事業所必携！暴力・ハラスメントの予防と対応～スタッフが安心・安全に働くために～」の販売促進

7. 関係団体との連携

- ・ 厚生労働省及び関係団体が開催する会議等への委員の派遣、連携、協力
- ・ 関係団体との連携推進（多職種、他機関及び関連団体と懇談会等）
 - 日本医師会
 - 日本看護協会
 - 日本訪問看護財団
 - 日本精神科看護協会
 - 日本在宅ケアアライアンス
 - 理学療法士等の諸団体
- ・ はばたき福祉事業団が実施する「薬害 HIV 感染被害者健康訪問相談」の支援：健康訪問相談協カステーションリストの更新
 - HIV 感染症に関する最新情報の研修会の開催
- ・ 訪問看護推進連携会議開催（日本看護協会・日本訪問看護財団と共同）
- ・ 都道府県訪問看護ステーション協議会との連携強化
- ・ 海外からの視察要請への対応

8. 災害発生時の支援

災害発生時は、関係する情報を収集し訪問看護事業所に発信するとともに、相談・支援を行う。

9. 組織強化・会員の拡大

新規開設事業者や未入会事業者の入会を促進し、当協会の組織率を高め、会員と共に訪問看護事業や関連事業の質の向上を図る。

10. 事業協会設立 30 周年記念行事の開催

- ・事業協会設立 30 周年記念行事の開催（2025 年 7 月 16 日）。
- ・設立 30 周年記念誌の作成と発行。